

(2) 各年度の再評価率の改定方法

ア 平成十七年度以降の再評価率は、毎年度、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定すること。ただし、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率を基準として改定すること。（第四十三条の二及び第四十三条の三関係）

イ 調整期間における再評価率の改定は、原則として名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準として行うこと。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。（第四十三条の四関係）
ウ イにかかわらず、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準として改定すること。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。（第四十三条の五関係）

(3) 物価スライド特例措置

ア 改正後の規定により計算した額が平成十二年改正後の額に〇・九八八を乗じて計算した額に満たない場合には、後者の額を支給すること。（改正法附則第二十七条関係）

イアの〇・九八八については、物価指数が平成十五年（又は直近の改定が行われた年の前年）の物価指数を下回る場合には、その低下した比率を基準として、翌年四月以降改定することとすること。

（改正法附則第二十七条関係）

ウアが適用される生年度区分に属する受給権者の再評価率の改定又は設定については、(2)のイ又はウにかかわらず、調整期間において、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に調整率を乗じないこととすること。（改正法附則第三十一条関係）

六 紹付に関する事項

(1) 老齢厚生年金の繰下げ支給制度の創設

老齢厚生年金の受給権を有する者であつて、その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、社会保険庁長官にその支給の繰下げの申出をすることができることとし、当該老齢厚生年金の額に政令で定める額を加算することとすること。（第四十四条の三関係）

(2) 在職老齢年金制度の改正

ア 被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、その調整の基準となる金額を自動改定する仕組みに改めるとともに、六十五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止額について、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額を一律に支給停止する現行の方式を改めること。

（第四十六条及び附則第十一條から第十一條の三まで並びに第十二条の六並びに平成六年法律第九

十五号附則第二十一條関係）

イ 厚生年金適用事業所に使用される七十歳以上の者に支給する老齢厚生年金について、年金額と賃金に応じて、その全部又は一部を支給停止すること。（第四十六条関係）

（3） 六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の額等の計算の見直し

六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の額等の計算に係る被保険者期間の上限を段階的に引き上げ、昭和二十一年四月一日以後に生まれた者については、四百八十月（四十年）とすること。（附則第九条の二、改正法附則第三十六条、平成六年法律第九十五号附則第十八条第二項及び第十九条第二項並びに昭和六十一年法律第三十四号附則第五十九条第二項関係）

（4） 高齢期の受給権者に対する遺族厚生年金の支給方式の変更

高齢期の遺族厚生年金受給権者に対して、老齢厚生年金を全額支給し、残余の額を遺族厚生年金として支給する方式に改めること。（第六十条、第六十一条及び第六十四条の三関係）

(5) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し

遺族厚生年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合等においては、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日等から五年が経過したときに、当該遺族厚生年金の受給権は消滅することとするほか、中高齢寡婦加算の支給要件の見直しを行うこと。（第六十条及び第六十三条第一項第五号関係）

(6) 障害厚生年金等の保険料納付要件に係る特例措置の延長

支給事由の生じた日が平成二十八年四月一日前にある障害厚生年金及び遺族厚生年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとすること。（昭和六十一年法律第三十四号附則第六十四条関係）

(7) 受給権者の申出による支給停止制度の創設

受給権者の申出により年金給付の支給を停止することを可能とすること。（第三十八条の二関係）

(8) 脱退一時金の額の自動改定制度の導入

保険料率の引上げに応じて、脱退一時金の額を自動的に改定することとする。(附則第二十九条)

関係()

七 育児をする被保険者に対する配慮措置の拡充

(1) 育児休業等を終了した際の改定

三歳未満の子を養育する被保険者であつて育児休業法による育児休業等を終了したものについて、

申出により、その標準報酬月額を改定すること。(第二十三條の二関係)

(2) 育児期間における従前標準報酬月額みなし措置の導入

三歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額が当該子を養育するに至つた日の属する月の前月の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」という。)を下回った場合には、申出により、従前標準報酬月額を老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなすこととする。(第二十六条)

関係()

(3) 育児休業期間における保険料免除措置の拡充

三歳未満の子を養育する被保険者の育児休業法による育児休業等の期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除すること。（第八十一条の二関係）

八 厚生年金保険における標準報酬分割制度の創設

(1) 離婚等をした場合における標準報酬分割制度の創設

当事者的一方は、離婚等をした場合であつて、標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき、又は裁判所において標準報酬の按分割合に関する処分がなされたときは、社会保険庁長官に対し、当該離婚等について対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる制度を創設すること。（第二章の二関係）

(2) 被扶養配偶者である期間についての標準報酬分割制度の創設

被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるとの基本的認識の下、被保険者及び被扶養配偶者が離婚等した場合その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める場合、当該被扶養配偶者の請求に基づき、その被扶養配偶者が当該被保険者の配偶者として国民年金法に規定する第三号被保険者であつた期間に係る当該被保険者及び被

扶養配偶者の標準報酬を、それぞれ当該被保険者の標準報酬に二分の一を乗じて得た額に改定し、及び決定する制度を創設すること。（第三章の三関係）

九 算定基礎日数の見直し

標準報酬月額の定時決定等の際に算定の対象とする月の報酬の支払の基礎となる日数を見直すこと。（第二十一条、第二十三条及び第二十三条の二関係）

十 被保険者に対する情報提供

被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を点数化して表示するなど分かりやすい形で通知すること（ポイント制）。（第三十一条の二関係）

十一 厚生年金基金に関する事項

(1) 免除保険料率の凍結の解除

当分の間の措置とされている厚生年金基金の免除保険料率の凍結を解除し、算定方法を見直すこと。

（平成十二年法律第十八号附則第七条及び第二十五条関係）

(2) 厚生年金基金が解散する場合における特例措置

年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回つてゐる厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例、納付の猶予等の特例を、三年間の时限措置として認めること。（附則第三十三条から附則第四十条まで関係）

(3) 厚生年金基金における年金通算措置の充実

中途脱退者が他の厚生年金基金の加入員となつたとき等に、申出により脱退一時金相当額の移換が行えるようにするほか、企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換を可能とすること。（第一百四十四条の三及び第一百四十四条の六、第一百六十条、第一百六十五条の二及び第一百六十五条の三関係）

十二 その他所要の改正を行うこと。

第四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の改正の要点

一 存続組合が支給する特例年金給付に関する事項

- (1) 特例年金額について、〇・九七一を乗じて得た額を基本とすること。（附則第三十条第一項関係等）
(2) 特例年金額を算定するに当たっては、物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においては、その低下した比率を基準として統合日前日の年金額を算定し、国民年金法又は厚生年金保険法による調整期間中の給付額の調整がある場合には、これらの調整がないものとして統合後の退職共済年金額等を算定すること。（附則第三十一条第四項関係等）

(3) 特例年金額を算定するに当たっては、厚生年金保険法による離婚等をした場合の標準報酬の改定がある場合においては、当該改定がないものとして統合後の退職共済年金額等を算定すること。（附則第三十一条第四項関係等）

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 確定給付企業年金法の改正の要点

- 一 確定給付企業年金における年金通算措置の充実に関する事項
中途脱退者が他の確定給付企業年金の加入者となつたとき等に、申出により脱退一時金相当額の移換

を行えるようにするほか、企業年金連合会から他の企業年金等への年金給付等積立金の移換を可能とすること。（第八十一条の二、第九十一条の二、第一百十五条の二、第一百十五条の四、第一百十五条の五、第一百十七条の二及び第一百十七條の三関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第六 確定拠出年金法の改正の要点

一 脱退一時金の要件緩和に関する事項

個人別管理資産が少額の者について、脱退一時金を請求できることを新たに認めることとすること。

（附則第二条の二及び附則第三条関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第七 健康保険法等関係法律の改正の要点

一 第三の七の(1)及び(3)並びに九と同様の改正を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第八 その他

一 施行期日

この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

- (1) 第二の三、五の(3)及び(5)並びに六の(2)から(5)まで並びに第三の六の(2)のア、(3)及び(8)、七並びに十の(1)及び(2) 平成十七年四月一日
- (2) 第三の十一の(3)、第五の一及び第六の一 平成十七年十月一日
- (3) 第二の五の(1)及び(2)並びに第三の六の(6) 平成十八年四月一日
- (4) 第二の六の(1)及び第三の九 平成十八年七月一日
- (5) 第二の五の(4)、第三の六の(1)、(2)のイ、(4)、(5)及び(7)並びに八の(1)並びに第四の一の(3) 平成十九年四月一日

(6) 第二の六の(6)並びに第三の八の(2)及び十 平成二十年四月一日

二 紹付水準の下限

(1) 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、老齢基礎年金の額に二を乗じて得た額と平均的な男子の賃金を平均標準報酬額として計算した老齢厚生年金の額との合算額の男子被保険者の平均的な賃金に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとすること。(改正法附則第二条第一項関係)

(2) 政府は、第二の一の(2)又は第三の一の(2)の財政の現況及び見通しの作成に当たつて、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に(1)の比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、(1)の趣旨にのつとり、第二の一の(3)又は第三の一の(3)の調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとすること。(改正法附則第二条第二項関係)

(3) 政府は、(2)の措置を講ずる場合には、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとすること。(改正法附則第二条第三項関係)

三 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用に関する検討

短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとすること。（改正法附則第三条関係）